



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

福島労働局

Press Release

郡山労働基準監督署発表  
令和8年3月16日(月)

【照会先】

郡山労働基準監督署

第一方面主任監督官 池田 剛

○第二方面主任監督官 中川 翔太

(電話) 024(922)1370

報道関係者 各位

## 最低賃金法違反容疑で書類送検

～ 1か月分(合計約33万円)の賃金不払いの疑い～

郡山労働基準監督署(署長 荒 徳彦)は、本日、株式会社オフィスブラン及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで福島地方検察庁郡山支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

労働者2名に対する令和6年12月分の定期賃金(合計約33万円)を、所定支払日までに支払わなかった疑い。

#### 1 被疑者

(1) 株式会社オフィスブラン

所在地: 福島県郡山市緑町

事業内容: 広告代理店業

(2) 代表取締役A

#### 2 被疑条文

被疑者株式会社オフィスブラン、被疑者Aともに、最低賃金法違反

同法第4条第1項(最低賃金の効力)

同法第40条(罰則)

同法第42条(両罰規定)

#### 3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Aは被疑者株式会社オフィスブランの労働者2名に対する令和6年12月分(令和6年11月21日から同年12月20日まで)の定期賃金(合計約33万円)を、所定支払日に、福島県最低賃金(時間額955円)以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

#### 4 その他

福島県最低賃金は、令和6年10月5日から令和7年12月31日までの期間は時間額955円でした。なお、令和8年1月1日からは時間額1,033円に改定されています。

【参照条文】

## 最低賃金法

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第二項～第四項 略)

(罰則)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。